

○財務省告示第百八十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年五月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百十七  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適  
用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

五

方 募

イ

ロ

ハ

・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入  
 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決  
 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定  
 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と て 価  
 入 場 も 加 ` た 価 国 定 特 あ 争 争 と 得 格  
 札 特 の 者 財 後 格 債 め 別 っ 入 入 す 得 格  
 発 別 に ご と 務 に 競 争 市 む 参 加 ` 札 札 も れ 募  
 行 一 と 加 行 入 札 争 入 場 特 の 者 財 同 行 一 による 額  
 一 と 行 行 札 の 募 入 の 行 一 と 行 一 による 額  
 いう。 ) 第 II 非 価 格 競 争 入 札 発 行 争 の 決 定 を 及 非 下 額 市 札 格 非 格 平均 し

込 募 各 割 各 当 も 各  
 み 限 国 り 申 各  
 の 度 債 当 込 の か 申  
 応 額 市 て み 。 ら み  
 募 の 場 特 。 応 の う  
 額 を 囲 別 募 額 ち 募  
 割 に 加 者 案 分 に よ  
 り お 者 分 に よ  
 当 いて と の 申  
 て る 。 各 申  
 。 各 申





の特  
者  
非  
争  
行  
債  
別  
・  
入  
価  
札  
格  
第  
参  
市  
及  
入  
価  
・  
別  
第  
参  
加  
場  
び  
札  
格  
第  
参  
加  
競  
I  
の  
経  
利  
入  
価  
・  
別  
債  
行  
争  
非  
者  
特  
別  
第  
参  
加  
競  
II  
の  
経  
利  
入  
価  
・  
別  
債  
行  
争  
非  
者  
特  
別  
第  
参  
加  
競  
I  
の  
経  
利  
入  
価  
・  
別  
債  
行  
争  
非  
者  
特  
別  
第  
参  
加  
競  
II  
の  
経  
利  
入  
価  
・  
別  
債  
行  
争  
非  
者  
特  
別  
第  
参  
加  
競  
I

(一) 年  
○・二パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えた次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{60}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるものに  
ついては、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該乗  
額に百分の二十・三・五を乗  
じた金額(ただし、当該債  
を發行時にあたし、取得する者  
が非居住者又は外国取算にあ  
る場合には、前記(一)の算式に  
より算出した金額に当該非居  
住者又は外国税人が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額)を控除することができる。

十四

初期利子

平成二十六年九月二十日を支払

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

十六

償還期限

平成三十一年三月二十日

十七

償還金額

平成三十一年三月二十日

十八

元利支

日本銀行

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十六年五月十九日

額面金額  $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日及び第十六号において同じ。

は、その翌営業日に支払う（以下

期が銀行休業日に当たるとき

た金額を支払う。ただし、支払

期とし、次の算式により算出し

平成二十六年九月二十日を支払